

財産債務調書制度・国外財産調書制度と富裕層対策の流れ！！

昨今、各税務署から「財産債務調書」「国外財産調書」の補完が求められるケースが増加しています。財産のモレ（事業用財産以外も）であったり、定められている記載方法に従っていない場合など、細かな補完内容が求められています。今回のFPニュースでは、企業経営者などの富裕層の皆様にとって、今後ますます重要性が高くなると思われる財産債務調書制度と国外財産調書制度の内容について確認していきたいと思います。また、これまでの富裕層に対する課税強化の流れと今後の動向についても合わせて確認します。

1. 財産債務調書制度と国外財産調書制度の概要！

	財産債務調書	国外財産調書
提出義務者	所得税等の確定申告書提出者で、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が 2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産（すなわち有価証券。注1） を有する者。	居住者（非永住者注4）の方を除きます。）の方で、その年の12月31日において、その価額の合計額が 5,000万円を超える国外財産（注5） を有する者。
財産の価額	財産の価額は、その年の12月31日における 時価 又は時価に準ずるものとして 見積価額 （注2）。	国外財産の価額は、その年の12月31日における 時価 又は時価に準ずるものとして 見積価額 （注2）。また、邦貨換算は、同日における外国為替の売買相場によることとされています。
記載内容	提出者の氏名・住所（又は居所）・マイナンバー（個人番号）に加え、 財産の種類、数量、価額、所在並びに債務の金額等 を記載（注3）。	提出者の氏名・住所（又は居所）・マイナンバー（個人番号）に加え、 財産の種類、数量、価額、所在並びに債務の金額等 を記載（注3）。
提出期限等	その年の翌年の3月15日までに所得税の納税地の所轄税務署長に提出。	その年の翌年の3月15日までに所得税の納税地の所轄税務署長に提出。
加算税の軽減・加重 未提出等に対する罰則	① 財産債務調書を 提出期限内に提出 した場合には、財産債務調書に記載がある財産又は債務に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、 過少申告加算税等が5%軽減 されます。 ② 財産債務調書の 提出が提出期限内にない場合 又は提出期限内に提出された財産債務調書に 記載すべき財産又は債務の記載がない場合（重要なものの記載が不十分と認められる場合を含みます。） に、その財産又は債務に関して所得税の申告漏れ（死亡した方に係るものを除きます。）が生じたときは、 過少申告加算税等が5%加重 されます。	① 国外財産調書を 提出期限内に提出 した場合には、国外財産調書に記載がある財産又は債務に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、 過少申告加算税等が5%軽減 されます。 ② 国外財産調書の 提出が提出期限内にない場合 又は提出期限内に提出された国外財産調書に 記載すべき財産又は債務の記載がない場合（重要なものの記載が不十分と認められる場合を含みます。） に、その財産又は債務に関して所得税の申告漏れ（死亡した方に係るものを除きます。）が生じたときは、 過少申告加算税等が5%加重 されます。 ③ 正当な理由なく期限内に国外財産調書の提出がない場合、偽りの記載 をして国外財産調書を提出した場合には、 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 。

（注1）国外転出特例対象財産とは、所得税法第60条の第2第1項に規定する有価証券等並びに同条第2項に規定する未決済信用取引等及び同条第3項に規定する未決済デリバティブ取引に係る権利をいいます。

（注2）時価とは、その年の12月31日における財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、専門家による鑑定評価額、金融商品取

引所等の公表する同日の最終価格などをいいます。また、見積価額とは、その年の12月31日における財産の現況に応じ、その財産の取得価額や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算定した価額をいいます。

(注3) 財産及び債務に関する事項については、種類別、用途別（一般用及び事業用）、所在別に記載する必要があります。

(注4) 非永住とは、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である方をいいます。

(注5) 国外財産とは、「国外にある財産をいう」とされています。ここでいう「国外にある」かどうかの判定については、財産の種類ごとに行うこととされ、例えば、次のように、その財産の所在、その財産の受入れをした営業所又は事業所の所在などによることとされています。

(例)・「不動産又は動産」は、その不動産又は動産の所在

・「預金、貯金又は積金」は、その預金、貯金又は積金の受入れをした営業所又は事業所の所在

・「有価証券等」は、その有価証券を管理する口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在

2. 昨今の富裕層対策の流れと今後の動向！

導入時期	制度等	内容
平成26年1月～	国外財産調書制度	(上記1 財産債務調書制度と国外財産調書制度の概要参照)
平成27年7月～	国外転出時課税制度	平成27年7月1日以後に国外転出(国内に住所及び居所を有しないこととなること。以下同じ。)をする一定の居住者が1億円以上の有価証券等、未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引(以下「対象資産」)を所有等している場合には、国外転出の時に、その対象資産について譲渡又は決済があったものとみなして、対象資産の含み益に所得税が課税される。
平成27年7月～	重点管理富裕層の管理・調査体制の強化	超富裕層である個人とその主宰法人等について、海外取引の課税関係を含めて所得課税及び資産課税を中長期的に管理し、総合的な調査を実施できる体制を整備する。東京、名古屋、大阪国税局にプロジェクトチームを設置。
平成28年1月～	財産債務調書制度	(上記1 財産債務調書制度と国外財産調書制度の概要参照)
平成29年1月～	共通報告基準 CRS (注1)に基づく自動的情報交換	日本では、平成29年1月1日以後、新たに金融機関等に口座開設等を行う者等は、金融機関等へ居住地国名等を記載した届出書の提出が必要となります。国内に所在する金融機関等は、平成30年以後、毎年4月30日までに特定の非居住者の金融口座情報を所轄税務署長に報告し、報告された金融口座情報は、租税条約等の情報交換規定に基づき、各国税務当局と自動的に交換されることとなります(※)。 ※ 日本から外国に対して情報提供を行うとともに、外国から日本に対し、その国の金融機関等に保有される日本居住者の金融口座情報が提供されることとなります。

(注1) 外国の金融機関等を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するため、平成26年にOECDにおいて、非居住者に係る金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準である「共通報告基準(CRS: Common Reporting Standard)」が公表され、日本を含む各国がその実施を約束しました(平成28年5月現在、101か国・地域が実施を約束)。この基準に基づき、各国の税務当局は、①自国に所在する金融機関等から非居住者が保有する金融口座情報の報告を受け、②租税条約等の情報交換規定に基づき、その非居住者の居住地国の税務当局に対しその情報を提供します。

(文責: 川上 正治)